

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年8月21日）及び資格取得日（31年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年8月21日から31年8月1日まで

私はA社設立時から昭和33年1月15日に退職するまでの間、継続して勤務していた。オンライン記録では、29年8月21日から31年8月1日の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元社長及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、同社の元社長は、「申立人の厚生年金保険の被保険者記録が無い期間は、同社C工場（B県C市）の稼働期間とほぼ一致している。」「申立人は自分と会社設立時から業務の中心的存在であり、厚生年金保険を途中で喪失させる理由はない。」と証言している。

さらに、申立人と同じくC工場の運営に携わっていた元代表取締役及び元同工場長は、いずれも厚生年金保険の記録は継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の標準報酬月額の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月11日から35年8月1日まで

私は、昭和32年6月1日にA社に採用され、37年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得がいかないため、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務していたこと（昭和34年9月11日に同社本社から同社D営業所へ異動、35年8月1日に同営業所から同社C支店に異動）が推認できる。

また、社会保険事務所（当時）の記録から、A社B営業所に勤務していたとする複数の同僚は、いずれも同社C支店において被保険者記録が継続している（申立期間当時、同社B営業所は、同社C支店が適用事業所として一括適用していた。）ことが確認できることを踏まえると、申立人についても当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店において、申立人と同様に異動し、かつ業務の内容、勤続年数及び年齢が同等である同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
婦人会理事が自宅まで来て国民年金保険料を集金していた。現在に至るまで、領収書を渡されたことは無いが、申立期間、納付していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婦人会の理事が自宅に来て国民年金保険料を集金していたとしているが、「国民年金保険料を納め始めたのは結婚後であり、結婚前は記憶に無い。」と述べているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出しは、婚姻日以降の昭和 37 年 10 月 3 日であることが確認できることから、婚姻後の昭和 37 年度から夫婦で保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る国民年金保険料については、申立人が、過年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 9 月 10 日まで
ねんきん特別便によると、A社に勤務していた当時の昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 9 月 10 日までの年金記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は、いずれも亡くなっているほか、同僚への聴取においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

また、創業者であった当時の事業主及び役員の厚生年金保険加入記録が、共に、同事業所が厚生年金保険に加入した昭和 21 年 10 月 30 日から約 3 年半後の 25 年 4 月 1 日からであることが確認できるほか、申立人が創業時からいたとする先輩社員の資格取得日をみると、申立人と同様に 24 年 9 月 10 日となっていることから、当時、当該事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた明確な記憶は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から A 社に勤めていたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないことが分かった。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社は B 区から C 区へ移転したと証言しているところ、当該事業所が B 区において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、社会保険事務所（当時）の記録から、当該事業所が C 区において昭和 35 年 2 月 1 日に新規に適用事業所となり、同日付けで申立人を含む 10 人が被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚は「私は、当該事業所が C 区に移転した後に入社した。厚生年金保険には入社後 2 か月か 3 か月後に加入したと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶は無い。

加えて、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主等の連絡先も不明であることから、証言等を得ることができず、このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。